

R3.1.12 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

R3.1.12 遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部事務局作成 (事務局：総務課危機管理係)

1 協議事項

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部への移行について（報告）
(所管：総務課)

①報告内容

1月7日（日）、政府が首都圏1都3県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発出したことを受け、本町でも1月8日付で、既に設置している「遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部」を、同法34条第1項に基づく対策本部に移行したことを報告。

※政府が緊急事態宣言を発出した場合、対象区域に該当していない場合でも、市町村に対策本部を設置しなければならない。

- (2) 新型コロナウイルス感染症への遊佐町対応方針（第7版）について（確認）
(所管：総務課)

①協議内容

昨年11月25日に対策本部で改定した遊佐町対応方針（第7版）について、緊急事態宣言の対象区域となっておらず、町内の感染状況や町が参考としている山形県の対応方針についても変更がないことを考慮し、現時点での緊急事態宣言を受けての改定は行わないこととして良いか協議した。

②協議結果

提案のとおり決定。ただし、町民の不安を払拭するため、改定しなかった件と県が県民に依頼している感染予防対策の徹底について、ホームページ、回覧等で情報発信を行うこと。

※上記協議以外に、庁内各課、関係団体からの取り組み状況等の報告を行い、情報共有を図った。